

議案第6号

二宮町小児の医療費の助成に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年2月18日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

小児の健全育成のさらなる支援と福祉の増進を図るため、小学生・中学生に設けている所得制限を令和4年10月1日より廃止するために提案する。

## 二宮町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

二宮町小児の医療費の助成に関する条例（平成17年二宮町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「いる者」の次に「又は町の区域内に居住する者で町長が特に必要と認めるもの」を加える。

第4条の2を削る。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の二宮町小児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に関する給付から適用し、同日前に受けた医療に関する給付については、なお従前の例による。

(議案第6号) 二宮町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により小児の医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、小児を養育している者でその養育している小児が次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本町の住民基本台帳に記録されている者又は町の区域内に居住する者で町長が特に必要と認めるもの(次号において「本町に住所等を有する者」という。)のうち規則で定める医療保険各法(以下「医療保険各法」という。)に規定する被扶養者で医療保険各法の規定により療養の給付等を受けたもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により小児の医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、小児を養育している者でその養育している小児が次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本町の住民基本台帳に記録されている者(次号において「本町に住所等を有する者」という。)のうち規則で定める医療保険各法(以下「医療保険各法」という。)に規定する被扶養者で医療保険各法の規定により療養の給付等を受けたもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>
	<p><u>(助成の制限)</u></p> <p><u>第4条の2 第3条第1項の規定にかかわらず、対象者のうちその者が養育している小児(第2条に規定する小児のうち、満6歳に達した日以後の最初の3月31日までにある小児を除く。以下この条において同じ。)の療養の給付等を受けた日が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める年の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族」という。)並びに対象者の扶養親族でない児童(満18歳に満たない者をいう。)で対象者がその年の12月31日において生計を維持した者の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、当該小児に係る医療費の助成はしない。</u></p> <p><u>(1) 1月1日から6月30日までの間である場合 当該療養の給付等を受けた日の属する年の前々年の所得</u></p> <p><u>(2) 7月1日から12月31日までの間である場合 当該療養の給付等を受けた日の属する年の前年の所得</u></p> <p><u>2 前項の所得は、小児を養育している者が第2条第2項第1号に該当する場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該父及び母のうち当該小児の生計を維持する程度の高い者の所得とする。</u></p>